

# 合併市町村基本計画

## 背景

### ✦ 合併新法によるさらなる市町村合併の推進

合併特例法(旧法)による合併の状況を見ると、平成11年3月31日から平成18年3月31日までの間に581の新市・町が誕生し、市町村数は1,822(1,410の減)となることが見込まれています。

このような状況を踏まえ、国では合併新法(市町村の合併の特例等に関する法律)を施行し、さらなる市町村合併を推進することとしています。

合併の意向がありながら様々な事情により断念した市町村や、これから時間をかけて住民とともに検討していく意向を持つ市町村などにおいては、合併新法に基づく合併協議を進めていく必要があります、合併市町村基本計画の策定が求められます。

### ✦ 合併新市・新町のまちづくりのマスタープランとしての合併市町村基本計画

合併市町村基本計画は、合併特例法(旧法)による市町村建設計画が名称変更されたものであり、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るためのソフト・ハード両面を含めたまちづくり全般のマスタープラン及び主要事業計画として策定するものです。

また、新市・町誕生後に策定される総合計画の基礎となる重要な計画です。

このため、限られた期間で構成市町村の住民・職員のコンセンサスを図ることがとりわけ重要であり、第三者の公正な立場から、計画のとりまとめ、調整を進めていくことが望まれます。

## 視点

視点1 短期間でレベルの高い計画づくり

視点2 新市・町の将来全体イメージ及び機能分担イメージの検討

視点3 新しい地域づくりを進める主要事業の検討

視点4 合併の意義・効果の検討

視点5 円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための検討

# ステップ

合併市町村基本計画は、次のステップに沿って策定します。

